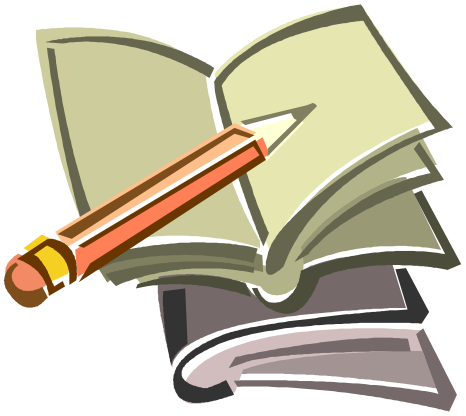
【 令和９年度 新小学校５年生・新中学校１年生予定者対象 】

通学区域の弾力化による

学校選択制について



令和８年９月

安芸高田市教育委員会

1　安芸高田市の通学区域の弾力化について

公立の小中学校において、子どもの就学すべき学校は、通学区域に関する規則により、教育委員会が通学する学校を指定（以下「所属学校」という。）することになっています。

教育委員会では、通学区域という基本制度を維持しながらも、定められた所属学校以外の学校を選択することができる「通学区域の弾力化による学校選択制度」を導入しています。制度を利用することで、子どもの個性や適性に応じた教育を受けること、あるいは、特色ある教育を行っている学校への通学が可能となります。

中学校では、新１年生になるときに、入学を希望する学校に受入人数の範囲内で入学できます。また、小学校では、新５年生になるときに、学校選択を希望すれば、受入人数の範囲内で「隣接校」（教育委員会が指定する学校）に転校できます。

（希望しない場合、手続は不要です。）

2　対象となる児童生徒

令和9年度に中学校に入学する児童、小学校では新５年生になる児童が対象 です。

転居等特別の事情がない限り、卒業まで学校を変更することはできません。希望する学校に対して、確かな目的意識をもつことが大切です。

保護者は、通学時の安全や通学に係る保護者が負担する経費を含めて、責任を持って慎重に学校を選んでください。

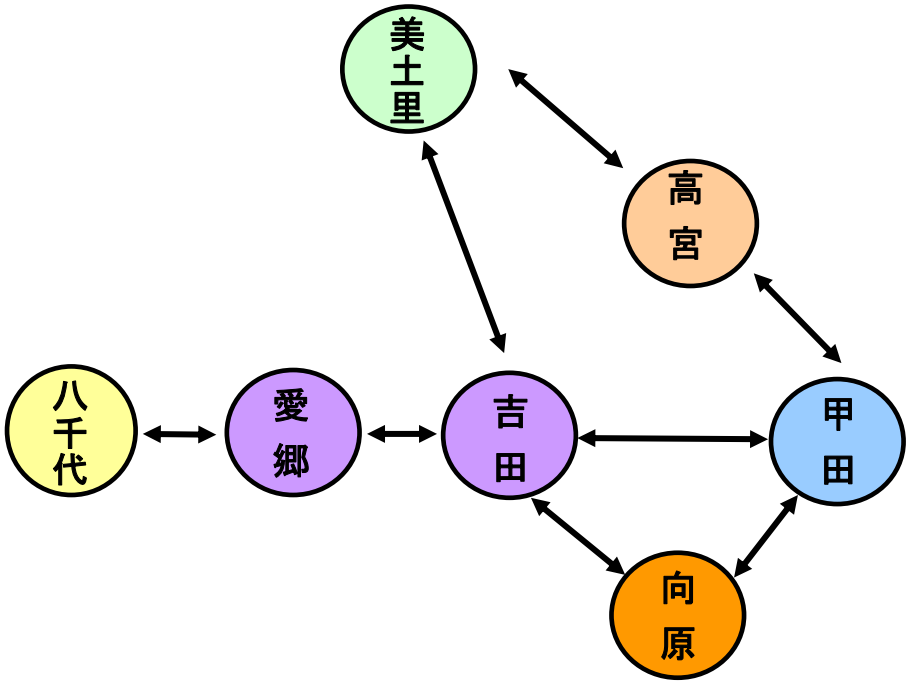
3　選択可能な学校

所属学校	選択可能な学校 （各校の受入人数 5名）
吉田中	市内全域の 中学校
八千代中	
美土里中	
高宮中	
甲田中	
向原中	

※所属学校とは、保護者の住所によって定められた、通学すべき学校のこと。

所属学校	選択可能な学校 （各校の受入人数 3名）
吉田小	愛郷小　美土里小　甲田小 向原小
愛郷小	吉田小　八千代小
八千代小	愛郷小
美土里小	吉田小　高宮小
高宮小	美土里小　甲田小
甲田小	吉田小　高宮小　向原小
向原小	吉田小　甲田小

＜小学校の隣接校について＞
所属学校及び選択可能な学校（説明図）



（注）⟷ ：選択可能な学校を示す。（矢印の方向が可能な転入先）

4　希望申請書の提出と抽選

学校選択を希望する保護者は、学校及び教育委員会にある「希望申請書」を提出してください。（希望数が受入人数を超えた場合は、抽選を行います。）

☆ **提出期間**　**令和8年11月 2日（月）～ 11月18日（水）**
（土・日・祝祭日を除く 9時 から 17時）

☆ **提 出 先**　**安芸高田市教育委員会 学校教育課に直接持参又は郵送してください。**
（〒731-0592　安芸高田市吉田町吉田761）【当日消印有効】

※ 所属学校に入学の場合は、希望申請書の提出は不要です。

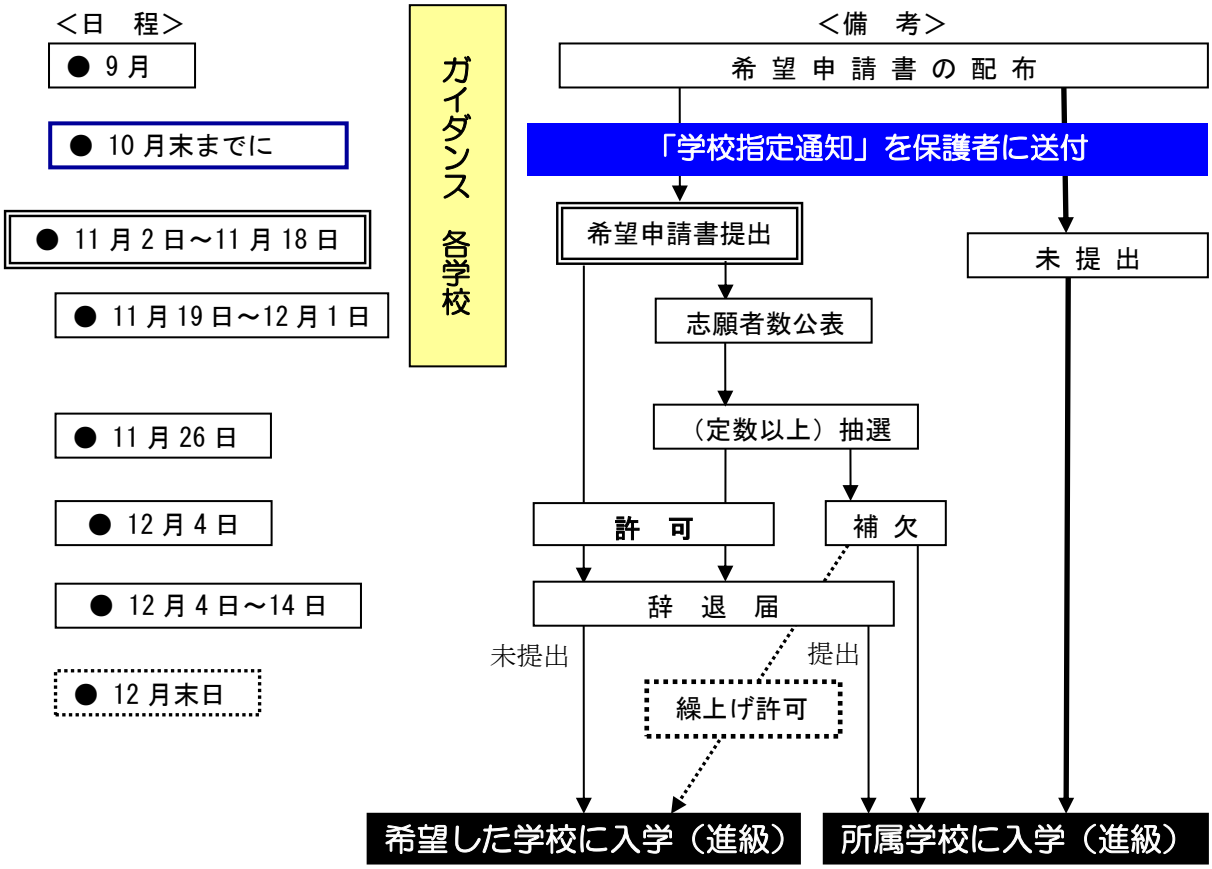
【抽選となった場合】
★ 抽 選 日　令和8年11月26日（木）（時間、場所は該当者に別途連絡）
★ 抽 選 者　保護者（本人）又は委任状を持った代理人
★ 抽選結果　令和8年12月4日（金）までに郵送でお知らせします。

5　辞退と繰上げ許可

特別な事情がある場合は、許可後、辞退届により辞退を行うことができます。また、許可された人が辞退した場合、繰上げ許可となることがあります。

☆ 辞退届提出期限　令和8年12月14日（月）まで
☆ 繰上げ許可については、12月末日までに通知をします。

学校選択に係る日程表



6　注意事項

① 希望できる学校は、１校のみです。
② 抽選によって希望がかなわなかった場合及び辞退者は、所属学校となります。
③ 抽選については一人一人行い、兄弟姉妹の在学状況、希望理由の事情等については考慮しないこととします。
④ 受付結果（人数のみ）は、安芸高田市（教育委員会）のホームページで公表します。

7　お問い合わせ先

安芸高田市教育委員会事務局　学校教育課

〒731-0592　安芸高田市吉田町吉田 761
（TEL）0826-42-5628 (平日９時～１７時)